

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
(TEL：088-655-0001)

減資に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 29 日に開催を予定している定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 減資の目的

当社は本日付「当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、アクサス株式会社の完全子会社となるために、定款の一部変更等を行う予定です。当社はかかる手続きの過程において、当社の自己株式を取得する可能性があります。平成 21 年 3 月 31 日現在、当社は分配可能額がありません。このため、会社法第 461 条、第 464 条及び第 465 条に定める自己株式取得に係る規制に対応し、かつ、定款の一部変更等の手続きを円滑に進めること等を目的として、会社法第 447 条の定めに基づき資本金の額を減少するものであります。

2. 減資の要領

(1) 減少すべき資本金の額

平成 21 年 3 月 31 日現在の資本金の額 3,596,500,000 円を 1,100,000,000 円減少して 2,496,500,000 円とします。なお、減少額 1,100,000,000 円は全額その他資本剰余金として処理します。

(2) 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。

3. 減資の日程 (予定)

(1) 取締役会決議日	平成 21 年 5 月 15 日
(2) 株主総会決議日	平成 21 年 6 月 29 日
(3) 債権者異議申述公告日	平成 21 年 6 月 30 日
(4) 債権者異議申述最終期日	平成 21 年 7 月 31 日
(5) 減資の効力発生日	平成 21 年 8 月 4 日

4. 今後の見通し

上記の内容につきましては、資本金の額の減少に係る議案等が平成 21 年 6 月 29 日に開催を予定している定時株主総会において承認可決され、法令等に定める所定の手続きを完了した場合に効力を生じます。

なお、当該資本金の額の減少が業績に与える影響はありません。

以 上